

第29回道州制特区提案検討委員会次第

日時 平成21年3月17日(火) 9:30～
場所 北農健保会館 3階 芭蕉の間

1 開 会

2 議 事

- (1) 答申案・整理案等の審議について
- (2) 次回(第30回)委員会について
- (3) その他

3 閉 会

【配付資料】

- 資料1 道民提案の一覧表(特区提案として検討すべきもの)
- 資料2 道民提案の実現手法等に関する整理一覧表(関係分)
- 資料3 答申案
 - 資料3-1 国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示
 - 資料3-2 「条例による法令の上書き権」の創設
- 資料4 整理案
 - 資料4-1 過疎地等における病院と診療所の連携に係る特例措置
 - 資料4-2 郵便局の活用が可能な地方公共団体事務の拡大
- 資料5-1 健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設
- 資料5-2 地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の明確化

第29回北海道道州制特別区域提案検討委員会出席者名簿

【委員】

氏名	職業
会長 井上久志	北海道大学大学院経済学研究科教授
副会長 五十嵐智嘉子	(社)北海道総合調査研究会常務理事
委員 佐藤克廣	北海学園大学法学部教授
委員 林美香子	キャスター・地域まちづくりコーディネーター
委員 福士明	札幌大学法学部教授
委員 山本光子	(株)電通北海道プランニングディレクター

【事務局】

氏名	役職
川城邦彦	北海道企画振興部地域主権局 局長
出光英哉	同 局次長
志田文毅	同 参事
渡辺明彦	同 参事

道民提案の一覧表（特区提案として検討すべきもの）

区分： (1) 道民提案継続検討分 (2) 五十嵐委員提案分 (3) その後の道民提案追加分

区分	分類	項 目	NO	委員会検討					
				24回	25回	26回	27回	28回	29回
(1)	A 地域医療	地域での臨床研修義務化	2		○	○			
		潜在医師・外国人医師の招致	3		○	○			
		期間限定交代制の導入	4		○	○			
		診療報酬の特例措置	7		○	○	○		
		看護学校の定員増・奨学金拡充	8		○	○			
		養成施設指定権限移譲等	9		○	○			
		保健師、助産師、看護師の養成施設の基準の設定等	206		○	○	○	○	
		外国人人材受入れの促進	10		○	○			
		標準医師数の算定方法緩和	12		○	○			
		看護職員の配置基準緩和	13		○	○			
		病院、診療所の人員及び施設の基準	207		○	○			
	D 経済振興	カジノの振興	54						
		(小樽市への) カジノの設置 (誘致)	215						
		自由貿易地域指定	69						
		空港の一括管理	75	○					
	H 地域振興	千歳空港のハブ空港化	221	○					
		2重、3重行政の解消	125 130			○		◎	☆
		◀国の出先機関に係る予算・人員等の情報開示▶							
18件									
(2)	A 地域医療	臨床研修病院の指定・監督	245		○	○	○		
		臨床研修先の限定	246		○	○			
		外国人向けの外国人医師等の招致等	247		○	○			
		医療関係学部等の定員増	248		○	○	○	○	
		保健師等の学校・養成施設の指定・監督	249		○	○	○	○	
		医師標準数の設定 (過疎地域)	250		○	○			
		訪問看護師の業務・役割の拡大	251		○	○			
		介護福祉士の業務・役割の拡大	252		○	○	○	○	
		地域救急体制の補強 (緊急自動車の拡大)	253		○	○			
9件									
(3)	A 地域医療	公立病院のオープン化に係る医師標準数の特例 ◀過疎地等における病院と診療所の連携に係る特 例措置▶	255		○	○	○	○	◎
	D 経済振興	高速道路の無料化	256	○					
		労働基準法の条例化	257	○					
	H 地域振興	郵便局の役場の支所化 ◀郵便局の活用が可能な地方公共団体業務の 拡大▶	258	○			○	○	◎
		政令市の法定要件緩和	259	○					
		国有林など国有財産の移管	260	○					
		都道府県議会議員の選挙区の決定権限の移譲	261	○					
		広域連合への地方交付税交付	262	○			○	○	
		社会資本関係業務の地方独立行政法人化	263	○			○	○	
		相続税に係る特例	264	○					
		木造建築物に係る基準の特例	265	○					
		FM放送波の地方自治体への割り当て	266	○			○		
		自動車ナンバーの特例	267	○					
J 福祉		社会保障関係法の条例化 ◀「条例による法令の上書き権」の創設▶	268	○			○	◎	☆
14件									

- 注) 1) 上記項目は、第23回委員会において、第1次整理されたもの（ただし、NO. 125・130は後に追加）
 2) **太字**は、第24回～第26回委員会の審議の結果、再度検討を行うと整理されたもの
 3) **太字**は、2)のうち、第4回答申に向け更に検討していくとされたもの
 ※ < >内は、当該項目に関連して審議する検討項目
 4) 「○」は検討、「◎」は整理案検討、「☆」は答申案検討を示す。

<参考> 庁内提案

項 目	NO	委員会検討					
		24回	25回	26回	27回	28回	29回
健康食品に関する北海道独自の表示基準の創設	①			○		○	○
地域における理学療法士及び作業療法士の業務領域の明確化	②			○		○	○

- 注) 1) **太字**は、第4回答申に向け更に検討していくとされたもの
 2) 「○」は検討を示す。

道民提案の実現手法等に関する整理一覧表 【特区提案として検討すべきもの】

大分類	A 地域医療対策
中分類	地方病院の経営健全化

小分類	細分類	概要	提案数		事実関係等の整理	実現するための考えられる手法	実現した場合に考えられるメリット・デメリット	摘要	関係部課	個票番号
			1	重複 除く						
地方の実施に即した医療従事者の配置	255 公立病院のオプン化に伴う医師標準数の特別	公立病院で診療を行う間業医を含められるようにする。	1	1	<ul style="list-style-type: none"> 開業医等が病院のオプン化に伴う関係病院への診療や医療機器の共同利用による診療の特定の場合に自らが行ったため医師標準数の算定に算入されない。 開業医等が診療を算定するとして、現行法令内で医師の標準数に算入される。 患者の診療に支障をきたさない。 医師の配置数は医師法第21条で規定されている。 	<ul style="list-style-type: none"> 医療法の特別 	<ul style="list-style-type: none"> (メリット) <ul style="list-style-type: none"> 医師標準数に医師数が足りないうちに医師診療報酬額が嵩上げされる公立病院に比べて、医師診療報酬の軽減に繋がる可能性がある。 (デメリット) <ul style="list-style-type: none"> 医師標準数が算定上充足されるが、患者への医療の質的向上に繋がらない。 		保) 医療業務課	3317A

大分類 A 地域医療対策
中分類 医療従事者の地域偏在是正

小分類	細分類	概 要	提案数 重複除く	事実関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘 要	関係 部署	個票 番号
地方勤務 医確保	245 臨床研修病院 の指定・監督	臨床研修病院の指定・監督 権限を厚生労働大臣から通知事 へ移譲する。	1	臨床研修は、医師法 §16-2)により、「医 学を履修する課程を置く大学」に付属する病 院」又は「厚生労働大臣の指定する病 院」で2年以上必要。基準の一つに、「受 け入れられる研修医の数は年間入院患者を 床数を10で除した数を超えないこと」がある。 100で除した数を超えないこと」がある。	医師法及び関係法令の改正	【メリット】 指定権限に基づき、都市部での臨床研 修医師の不足を削減することにより、地 方勤務が理える可能性がある。 【デメリット】 病院の指定権限等を移譲する だけの効果は期待できない。また場合、臨床 研修医が道外に流出するおそれがある。		(保) 地域医 師確保 推進室	-
看護職員 確保	248 医業関係学部 の定員増	医学部以外の公立・私立大 学医業関係学部の入学定員を 増に際し、厚生労働大臣から通知事 文科大臣へ移譲する。	1	取容定員等を記載した学則を変更する 場よ、公立大学への取容定員数が増 加し、私立大学への取容定員数が増 加し、文科(大学)は、文科の認可事項 に同意後、文科の認可事項(審議会に 諮る北帯道に不 則変更によりり により)関係は、 公立大学法人札幌医科大学の学 部増に必要となる 予定。	学校教育法及び関係 法令の改正	【メリット】 職員の入学定員増により、看護 師不足が緩和される。 【デメリット】 増やする授業や看護教員の増等、 増やする授業や看護教員の増等、 増やする授業や看護教員の増等、 増やする授業や看護教員の増等、 増やする授業や看護教員の増等、		(総) (保) 医療政 策課	-

大分類 H 地域振興対策
中分類 地方自治の強化

小分類	細分類	概要	提案数 重複除く	事業関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
基礎自治 体の強化	1 2 5 2重、3重行 政の解消	開発局、経済産業局など、 2重、3重の行政を解消し、 無駄を解消する。	1	道内の国の地方支分部局の職員数は、 20,174人となっている(18.11.14現在、 国会提出資料)。 ※ 与党会 議等、単独な議員の移 動が想定されている(18.11.14現在、 国会提出資料)。 3 拓国道の移設、北 海、道州南特別区の事業状況、北 道における行政区画の事務移 譲や行政改革(支庁の整理統合を含む) の要請状況等を踏まえ、北海道 における受け入れ体制について十分 考慮しつつ、検討するものとする。	国の地方支分部局との機能等統合の検 討	【メリット】 ・ 地域の実情に応じた業務の提供を推進 できる。 ・ 類似する業務を一元化することによ り、効率的に業務を提供できる。 ・ 窓口の一本化を図ることにより、住 民の利便性の向上を図ることができる。 【デメリット】 ・ 国の出先機関の統廃合は、地元 の理解が必要。		企) 地 域主 権高 専	3006H
	1 3 1 2重、3重行 政の解消	開発局、経済産業局など、 2重、3重の行政を解消し、 無駄を解消する。	1	(NO.125に同じ)	(NO.125に同じ)	(NO.125に同じ)		企) 地 域主 権高 専	3006H
	2 5 8 郵便局の役場 の支所化	郵便局で役場の支所の業務 を行えるようにする。	1	市町村は支所、出張所を設けることがで きる。(地方自治法155条) 郵便局において、戸籍課本、住民票の受 付及び引渡しなどの交付の請求の受 付、納税証などの交付の請求の受 付及び引渡しなどの交付の請求の受 付は利用法で取り扱うことができる。 (地方公共団体の特定の事務の郵便局に おける取扱いに関する法律)	地方公共団体の特定の事務の郵便局に おける取扱いに関する法律の改正等	(メリット) ・ 住民サービスの上昇 ・ 市町村の組織及び運営の合理化に資す る(デメリット) ・ 職員の身分(郵便局職員への地方公務 員法の適用はか)、市町村長の指揮監督 など、市町村の組織及び運営の合理化に 向けた詳細な制度設計が必要。 ・ 郵便局における市町村の支所としての 業務に要する費用の負担や算定のあり方 についても検討が必要。		企) 市 町村 課 企) 地 域主 権高 専	3322H
その他	2 6 2 広域連合への 地方交付税交 付	広域連合にも地方交付税を 交付する。	1	地方公共団体の間の財源 の不足を調整し、この地域に在る国民 の生活水準を確保するための地方の 交付税を削減する。市町村及び北海道 交付税協会の協力を得る。 広域連合等を通じて地方自治体 に交付される交付税の額は、(厚生 ・ 福祉4、環境衛生5、教育1、その他1)	地方交付税法の特例	(デメリット) ・ 広域連合の財源が増加する場合は、広 域連合が行う広域的な行政目的を達成す るための取り組みが、より一層促進され ることが期待される。 (デメリット) ・ 広域連合は構成市町村等の分担金をも って事務を行っていき、広域連合 市町村等が地方交付税を交付すること も、市町村等が地方交付税を交付する ことにより、市町村の交付税総額が減少 することが予想される。付加価値 ・ 市町村が交付税の交付額を増加する ことにより、市町村の交付税総額が増 加することとなり、市町村の交付税総 額が増加することとなる。		企) 市 町村 課	3318H

大分類 H 地域振興対策
中分類 地方自治の強化

小分類	細分類	概要	提案数 重複除く	事業関係等の整理	実現するために考えられる手法	実現した場合に考えられる メリット・デメリット	摘要	関係 部課	個票 番号
その他	263 社会資本関係 業務の地方独立行政法人化	北海道開発局が北海道に移 管されることを機に、管外 開発局の業務を一体的に管 理することを目指す。社会 資本関係業務の地方独立行政 法人化し、道が一般にできる 業務を一般にできる業務とし て運営する。	1	<p>事業関係等の整理</p> <p>社会資本関係業務の道への統合 をすすめることにより、地方公 共団体の業務を一体的に管 理することを目指す。社会 資本関係業務の地方独立行政 法人化し、道が一般にできる 業務を一般にできる業務とし て運営する。</p>	<p>地方独立行政法人法などの特例</p>	<p>（メリット） ・効率的な業務執行を促される （デメリット） ・事業執行など行政法人 に存在し、自己の確保が法人が自 ら行う必要があり、地方公共団 体の業務を一般にできる業務と して運営することとなるため、 業務の地方独立行政法人化が 必要となる。</p>		<p>企） 地域主 権局 社会資本 関係業務 部（建設 部、農 政、水産 林務部）</p>	3320H

※

地方独立行政法人
その業務を一体的に管
理することを目指す。社会
資本関係業務の地方独立行政
法人化し、道が一般にできる
業務を一般にできる業務とし
て運営する。

1 2 3 4 5

